

別表六の二（二十三） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第2項《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が措置法第68条の15の6第2項の規定の適用を受ける場合において、措置法第68条の15の2第1項又は第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けるときに記載します。

- 3 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調

整数の計算」の各欄は、措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「対象移転型特定新規雇用者数等の合計11」及び「個別移転型特定新規雇用者数等の合計16」の各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

- 4 「雇用者給与等支給増加重複控除額²¹」は、平成₍₂₀₎ × $\frac{20\text{又は}30}{100}$

30年改正法附則第107条第2項《連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定の適用を受けられる場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。